

計画の基本理念

～ともに支え合い、誰もが安心して暮らせる、まちづくり～

地域で暮らすなかで、誰もが様々な困りごとや生活の不安を抱えることがあります。住み慣れた地域の中で、誰もが安心して、安全で自立した生活が送れるような地域づくりを目指します。また、地域で暮らす人が、「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、全ての市民が主役となり、地域の生活課題の解決に向けて参画する福祉のまちづくりを目指します。

基本目標1 地域福祉をともに支えあう人材の育成と環境づくり

急速に変化する地域社会で人と人とのつながりが希薄化していく中で、地域福祉を推進するためには、地域で生活する住民一人ひとりが福祉の心を育み、互いに新たな福祉の担い手として助け合い、支え合っていくことが大切です。「福祉の心を育み、ともに支え合う」を共通の課題として捉え、地域福祉活動を支える担い手づくりと地域で活動することができる環境づくりを進めます。

施策の方向・取組

(1) 地域福祉コミュニティづくりの推進

- ① 地域コミュニティ組織への支援
- ② 地域福祉を推進する活動への支援
- ③ 地区社会福祉協議会の充実

(3) 豊かな心を育む福祉教育の推進

- ① 学校・地域における福祉教育の推進
- ② 地域や福祉に関心をもつ機会づくり

(2) 地域福祉への関心・担い手の育成

- ① ボランティア等への支援
- ② 民生委員・児童委員活動の充実
- ③ 共同募金等への意識の醸成

基本目標2 世代や個性を尊重し安心して暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して、自分らしく生活するためには、様々な生活課題に対応した社会資源や福祉サービス等の充実とともに、近年、激甚化の傾向にある自然災害に対し、自助・共助・公助による災害に強い人・まちづくりを推進する必要があります。

地域社会においてその人らしい生活が送れ、安心して生活できるよう福祉サービス等の充実や災害に強いまちづくりを進めます。

施策の方向・取組

(1) 自分らしく生きるための支援

- ① こどもやその家族に優しいまちづくり
- ② 障がい者(児)やその家族に優しいまちづくり
- ③ 高齢者やその家族に優しいまちづくり

(3) 安心と安全を守る仕組みの充実

- ① 災害時支援体制の整備
- ② 避難行動要支援者への支援
- ③ 感染症対策の推進

(2) 権利を守る取り組みの推進

- ① 虐待や権利擁護に対する対応と支援
- ② 成年後見制度の周知・利用促進

(4) 多様な生活課題への取り組み

- ① 生活困窮等への支援
- ② 居住確保等への支援
- ③ 就労支援の充実
- ④ 自殺対策の推進

基本目標3 包括的な支援体制づくり

地域社会の変化などに伴い、複雑化・複合化する生活課題に対応するため、総合的・重層的な相談窓口の設置や多様化・複雑化した福祉サービスを行う支援機関、地域の関係機関の連携の強化を行い、支援ニーズに沿った対応が必要です。

重層的支援体制整備事業を活用し、相談窓口や各種相談機関により地域住民が抱える生活課題の把握を行い、関係する相談機関や支援機関、地域の関係機関との情報共有による連携から適切な支援を行うための体制づくりを進めます。

施策の方向・取組

(1) 包括的な相談・支援体制の整備

- ① 総合的な相談支援体制
- ② 各種相談機関の強化

(3) 社会福祉事業の健全な推進

- ① 社会福祉法人による公益的な取り組みの推進
- ② 社会福祉従事者等に関する専門性の向上

(2) 多分野の連携によるネットワークの形成

- ① 保健・医療・介護・福祉の連携強化
- ② ICTの活用及び情報提供・発信の充実

地方再犯防止推進計画

《計画の背景》

犯罪をした者等の中には、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在しています。そのような者の再犯を防止するためには、刑事司法手続きを離れた後も継続的にその社会復帰を支援することが必要です。

《計画の位置づけ》

再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を地域福祉計画に内包する形で策定

《取り組み》

- ① 社会復帰に向けた、居住や就労の確保
協力雇用主制度の周知や啓発、生活困窮者自立支援事業の活用 等
- ② 関係機関との連携体制づくり推進および福祉サービス等の利用促進
関係機関との情報共有、連携体制の構築、個々の状況に応じ福祉サービス利用等の支援 等
- ③ 関係機関や団体と連携した積極的な啓発活動
「社会を明るくする運動」「再犯防止啓発」等の啓発活動、保護司会、ボランティア等の関係機関の情報発信や周知 等

重層的支援体制整備事業実施計画

「重層的支援体制整備事業」は、「包括的な支援体制の整備」を実施するための手法の一つで、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、社会福祉法第106条の4第2項に規定する以下の事業を一体的に実施することにより、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を推進します。

第5期延岡市地域福祉計画

第6次延岡市地域福祉活動計画 (案) 【概要版】

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。



計画の策定にあたって

《計画の背景》

少子高齢化や人口減少による一人暮らし世帯や高齢者世帯の増加、生活困窮者の増加、子どもの貧困、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど新たな課題も顕在化する中で、近年のデジタル化、パンデミックによる環境変化に伴う孤独・孤立の深刻化などを経験する現代社会では、隣近所に関心を寄せることや地域における人と人とのつながりが希薄化し、地域で互いに支え合うことが難しくなっているといわれています。

社会構造の変化の中で、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを大切にし、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的支援体制の整備などの取り組みを着実に進めながら、包括的な支援体制の構築が重要となっています。

《計画の位置づけ》

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に定められた、市町村が策定する計画であり、地域福祉活動計画とは、地域住民や民間団体等が主体となって行う福祉活動及び地域福祉計画の実現を支援するための活動を内容として、市町村社会福祉協議会が策定する計画です。

本市では、それぞれの計画の役割を明確にし、協働や実効性を高めるとともに、双方の支援・連携体制を強化することを目的に、これらの計画を一体的に策定しています。

《計画の期間》

令和8年4月から令和13年3月

今期計画のポイント

- 前期からの取組の充実、継続
- 「地方再犯防止推進計画」の策定…罪を犯した者の円滑な社会復帰に向けた支援、犯罪や非行の未然防止に取り組み、だれ一人取り残さない安心安全な地域社会づくりを推進する。
- 「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定…地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制の整備を推進する